

次期三重県人口減少対策方針策定業務
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

本県では、令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」（以下、「方針」という）を策定し、10年先の展望に基づき、令和5年度から4年間の取組方向を位置づけ、エビデンスに基づく人口減少対策をすすめている。

自然減対策については、結婚・子どもを持つことの希望の実現に向けて、ライフステージに応じた切れ目のない対策に取り組んでおり、社会減対策については、転出超過の改善に向けて、定住促進と流入・Uターン促進に取り組んでいる。

現行の方針の計画期間が令和8年度までとなっていることから、これまでの取組の総括と将来人口推計に基づいた具体的な取組方向を示す必要がある。また、本県では、「三重県人口ビジョン」の見直しを行っており、新たな将来人口推計をもとに、人口減少の影響を整理・検証する必要がある。

本業務は、これまで方針に基づき取り組んできた施策の成果と2040（令和22）年の将来人口推計から見えてくる各分野にわたる人口減少の課題を総合的に捉え、横断的な対応を具体化するとともに、県の関係部局が連携しながら対策に取り組むうえでの指針となる次期「三重県人口減少対策方針」を策定することを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務名

次期三重県人口減少対策方針策定業務

(2) 業務実施期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(3) 契約上限額

5,394,906円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 契約者数

1者

(5) 業務仕様書

「次期三重県人口減少対策方針策定業務仕様書」のとおり

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第

1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者が満たすべき資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間である者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類 各1部

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1)
- イ 上記アの添付書類

※企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状(様式2)を添付のこと。

(2) 提出期限

令和8年7月9日(木)12時(必着)

(3) 提出方法

17の担当部局に、郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。

※郵便、民間事業者による信書便の場合は必ず提出期限までに電話にて受理の確認をしてください。

5 質問の提出及び回答

(1) 質問の受付期間

企画提案コンペに関する質問は、質問書(様式3)により、令和8年7月6日(月)12時まで17の担当部局に電子メールで提出してください。

なお、電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

(2) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることができません。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する内容
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年7月7日(火)17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。電話・メール等での直接回答は行いません。

6 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1)」等及び3(1)により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して令和8年7月22日(水)までに通知します。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記6(2)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出資料

企画提案書等は、「次期三重県人口減少対策方針策定業務企画提案書作成要領」に基づいて作成し、提出してください。

(3) 提出期間

令和8年7月23日(木)8時30分から令和8年7月27日(月)12時まで(必着)

(4) 提出方法

17の担当部局に、持参又は郵便等により提出してください。

なお、郵便の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

※ 郵便等の場合は、必ず提出期限までに電話にて受理の確認をしてください。

8 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案書等については、別に設置する「次期三重県人口減少対策方針策定業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、その内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ総合的に評価して最優秀提案者を選定します。

(2) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日(予定)

令和8年7月30日(木) ※改めて別途通知します。

イ 場所

三重県庁会議室もしくは周辺施設会議室

※改めて別途通知します。オンラインで実施する可能性もあります。

ウ 時間

改めて別途通知します。

エ 説明者

3人までとします。

オ その他

プレゼンテーションは事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。企画提案書の提出が多数あった場合は、選定委員会において事前に書類審査を行い、提案者を5者程度選定したうえで、当該提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(3) 評価項目

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。

なお、「エ 企画性」の項目については、配点を2倍とします。

ア 適合性

イ 実施体制

ウ 実効性・業務遂行能力

エ 企画性

オ 経費の妥当性

(4) 選定委員会において必要があると判断された場合は、補足資料の提出を求めることがあります。

(5) 審査結果については、令和8年7月31日(金)に、各提案者に対して文書により通知します。

9 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

(1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。

(2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。

(3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

(5) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。

(6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約方法に関する事項

(1) 上記8により選定された最優秀提案者は、以下の資料を提出してください。

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないことの証明書)(有料)」(所管税務署が過去6か月以内に発行したもの)の写し(提示可)

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業所にあつては、「納税確認書(無料)」(三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したもの)の写し(提示可)

ウ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

エ 書面の契約書ではなく、電子契約による契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」(様式は三重県ホームページの「三重県における電子契約サ

ービスの導入について」のページに掲載しています。)

※三重県政策企画部人口減少対策課が指示した日までに提出してください。

※3(2)を満たさなかった場合は、最優秀提案者の権利が次点以下の者に移ります。

(2) 当該業務を履行できると三重県知事が判断した企画提案者であって、三重県会計規則第65条第3項の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案をした最優秀提案者と契約条件を協議の上、契約を締結します。

(3) 契約条項は、別に示します。

(4) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。

ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 契約締結の証として、書面の場合は契約書2通を作成し記名押印を、電磁的記録の場合は電子署名を行い各自保有するものとします。

(7) 契約書の作成に要する費用は、全て受注者の負担とします。

(8) 契約は、三重県政策企画部人口減少対策課において行います。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

13 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除等

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札者資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴

力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- (1) 企画提案に必要な費用は、企画提案コンペ参加者の負担となります。
- (2) 企画提案されたものは、経費見積書の中ですべて実現できるものと判断します。
- (3) 提出された全ての書類は返却しません。
- (4) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。

17 担当部局(問い合わせ先)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県政策企画部 人口減少対策課 人口減少対策班 担当:田坂
電話:059-224-3415/FAX:059-224-2069
e-mail:jinkou@pref.mie.lg.jp